



2008.Summer

vol. 2

指定植物図鑑



オオサクラソウ

(上信越高原・中部山岳・白山)
北海道西南部や中部地方以北の亜高山帯
の草原に生育する多年草。
雪解けとともに咲く桜色の花は、遅い高
山の春を知らせます。

CONTENTS

特集	生物多様性.....	2 ~ 3
	「ストップ地球温暖化」にみんなで取り組みましょう	
	6月は環境月間です	
	『環境・循環型社会白書』が公表されました.....	4
ローカルチャレンジ in ちゅうぶ	愛知県、田原市	5
パートナーシップがつくる地域の未来	(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議	
	中部電力株式会社	6
レンジャーレポート Focus		7
イベントカレンダー	中部地方環境事務所からのお知らせ	8



中部地方環境事務所

2010年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催されることが決まりました。

最近耳にすることの多くなった「生物多様性」。しかし、生物多様性ってよくわからない、という人も多いのではないのでしょうか？ そこで今号では、「生物多様性」を特集します。生物多様性って何なのか、なぜ生物多様性を保全することが必要なのか、を考えていきます。

生物多様性ってなんだろう？

ある「地域」を考えてみてください。あまり都会の真ん中でなければどこでもかまいませんが、緑地や川などが含まれているとわかりやすいでしょう。

そこに住んでいる生き物の種類を考えてみましょう。地中や水中にはたくさんの微生物がおり、また、土壌動物やプランクトンなどもあります。地上では草木(被子植物)やほ乳類・鳥類などが見られるでしょう。これらの種は、それぞれ食う食われるの関係をはじめとする様々な相互関係を築き合っています。

今度は、その中の一つの種に注目してみましょう。同じ種でもいろいろな個体がいて、それぞれに個性があります。個性とは、種の中での遺伝子の違いと考えることもできるでしょう。

逆に少し大きな目で見てみると、その地域の地形や状況などに合わせて、例えば湿地や森林、田畑や里山など、それぞれ種の構成の異なるいろいろな生態系ができています。

このように、ある地域の中で、様々な個性(遺伝子)、種、そして生態系が存在し、それらが互いに関わり合っている状態、それらをまとめたものが「生物多様性」であると考えられます。



アブラムシを捕らえたナミテントウ
一番わかりやすい生き物どうしのつながり



地形や積雪の程度などに応じて様々な種・植生が見られる(白山国立公園)

なぜ「生物多様性の保全」が必要なのでしょう？

生き物たちの多くや生態系は、地球の歴史と共に進化し、形成されてきて、その地域の歴史や条件に応じて、現在そこに存在するようになったものです。この過程の中で、生き物たちは、それぞれ他の生き物との複雑なつながりを形づくってきています。

このため、例えばある「種」を守るためには、その種とつながりのある様々な種を同時に守っていかなければなりません。しかも、そこから更に種のつながりは広がっていきます。

しかし私たちは、すべての種を把握し、また、種同士のつながりをすべて知ることができているのでしょうか？



トキワイカリソウ(左)とイカリソウ(右)
日本海側と太平洋側に分かれて分布する



ギンリョウソウ 葉緑体を持たない被子植物で、地中の菌類に寄生して生長する

「生物多様性の保全」という考え方は、自然環境の保全に当たって個々の種だけに注目するのではなくて、様々な生き物が健全に生き続けられるように、生き物が互いに関わり合って共に生きている状態そのものを守ろう、というものです。

この中には、まだ人に知られていない種や生き物同士のつながりもあることでしょう。私たちの知識が完全ではないことを踏まえて、生き物同士のつながりを全体的に守ろうという考え方、それが「生物多様性の保全」なのです。

生物多様性によってもたらされるもの

国連の呼びかけにより世界レベルで生態系に関する調査を行った「ミレニアム・エコシステム・アセスメント」では、生態系からもたらされる利益(生態系サービス)として、以下の4つの機能を挙げています。

- ・「サポート」: 酸素、水、栄養の供給など、生物の存在や生息地の環境を形成・維持する、生態系サービスの土台となる機能
- ・「緩和作用」: 気候の変動、害虫の急激な発生などの急激な変化を緩和する機能
- ・「供給作用」: 食料、燃料、建築資材、繊維素材、医薬品等の供給機能
- ・「文化的効用」: 生態系がもたらす、文化や精神の面での生活の豊かさ

生物多様性が失われていくと、これらの機能が少しずつ劣化し、いずれ人類に対しても好ましくない事態が発生することが想像できます。しかし、生物多様性・生態系は、生き物同士や環境との複雑な関係の下に成り立っているため、いつ、どのような形で問題が私たちの目に見えるようになるのかが予測しにくいのです。



中部山岳国立公園洞沢の紅葉 季節ごとの様々な行事・文化なども生態系サービスに依存している

生物多様性条約と生物多様性国家戦略

生物多様性条約

生物多様性条約は、個別の種や特定の生態系を対象とするのではなく、地球規模で包括的に自然環境を守り、また、持続可能に利用していくための初めての国際条約です。地球サミット(国連環境開発会議)が開催された1992年に採択されました(京都議定書の基となる気候変動枠組条約が採択されたのも同じ年です)。現在、我が国を含む189か国及び欧州共同体(EC)が加盟しています。

この条約は、その目的として以下の3つを掲げています。

- ・ 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- ・ 生物資源を持続可能であるように利用すること
- ・ 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること

条約の締約国会議はおおむね2年ごとに開催されており、先頃、2010年の第10回締約国会議(COP10)の愛知県名古屋市での開催が決まりました。COP10では「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という2010年目標の達成状況や、2010年目標の次の目標についての議論などが行われる予定です。

※「COP」とは「Conference Of the Parties」の略で、締約国会議という意味です。気候変動枠組条約の締約国会議も「COP」と呼ばれています。



生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取り組みの方向を定めたものです。我が国では、昨年11月27日に「第3次生物多様性国家戦略」が閣議決定されました。

第3次生物多様性国家戦略では、今後5年程度の間に取り組むべき施策の方向性を4つの「基本戦略」(①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する)としてまとめています。

生物多様性条約、第3次生物多様性国家戦略についてのより詳しい情報は、環境省ホームページ内の自然環境局のページ(<http://www.env.go.jp/nature/>)をご覧ください。

私たちにできること

生態系サービスを持続可能に享受し続けるためには、生物多様性を損なわない持続可能な方法で国土や自然資源の利用を行っていくことが必要です。また、地域レベルでの生態系の保全に努めつつ、これら各地の生態系を相互に結びつけ、国土全体として生物多様性を維持・回復していけるようにする必要があります。

これらを実現するためには、地域の状況に応じた様々な取り組みが必要になります。例えば、国立公園などの生物多様性の核となる地域はきちんと保全し、また、新たな開発行為に対する環境アセスメントや、既に自然が改変されてしまったところでの自然再生事業などの仕組みを機能させなければなりません。そのためにはなによりも、私たち一人ひとりが生物多様性について知り、自然の変化に対して敏感になることが重要でしょう。

その第一歩として、各地の博物館や動植物園、水族館などを訪ねたり、国立公園をはじめ、各地で行われている自然体験プログラムに参加するなどして、地域の生物多様性を実感してみてください。そしてその経験を元に、地域地域で何をすべきなのかを、私たち皆で考えていきましょう。



ブナの倒木に生えたウスヒラタケ(食菌)
豊かな森林がもたらすものの一つ



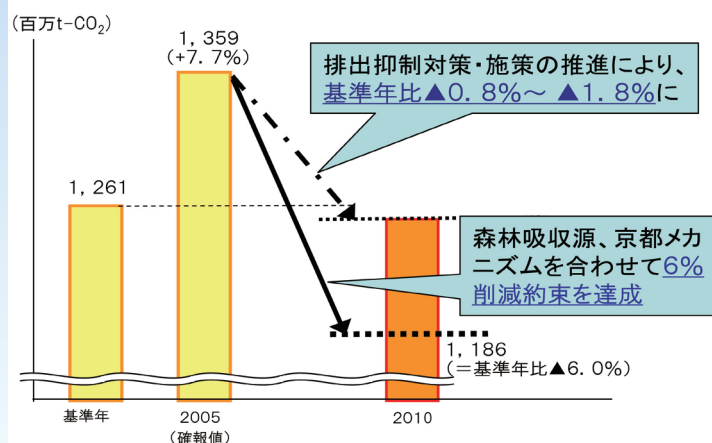
藤前干潟での生き物観察会
(国指定藤前干潟鳥獣保護区)

京都議定書第一約束期間が4月にスタート

平成17年2月に京都議定書が発効し、今年から平成24年(2012年)までの5年間の第一約束期間として、地球温暖化を防止する取り組みを国民全体で推進することになりました。

我が国は、京都議定書で約束した「温室効果ガスの基準年比6%削減」を確実に実行する必要があります。そこで、京都議定書目標達成計画を3月に改定し、目標達成に向けての取り組みを強化することとされました。加えて、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減を目指します。

2010年度の温室効果ガス排出量の見通し



改定京都議定書目標達成計画の概要

- ・「産業部門」……排出量はほぼ横ばいで推移していますが、排出量が最も大きい分野であり、引き続き自主行動計画をはじめとする対策の着実な推進が必要です。
- ・「運輸部門」……排出量は基準年比で約2割増大していますが、近年低下傾向にあり、これを一層着実なものとする必要があります。
- ・「業務その他部門」……エネルギー消費量の増加により排出量は特に大幅に増大しており、効果的な対策を加速する必要があります。

目標達成のための主な対策と施策

温室効果ガス排出削減対策・施策

- ・自主行動計画の推進
- ・住宅・建築物の省エネ性能の向上
- ・トップランナー機器等の対策
- ・工場・事業場の省エネ対策の徹底
- ・自動車の燃費の改善
- ・中小企業の排出削減対策の推進
- ・農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- ・都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
- ・新エネルギー対策の推進

温室効果ガス吸収源対策・施策

- ・間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

横断的施策

- ・排出量の算定・報告・公表制度
- ・国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- ・国内排出量取引制度
- ・深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- ・環境税
- ・サマータイムの導入

始めよう夏のエコ!

6月からクールビズがスタートします。(9月30日まで)

環境省では、「クールビズ」として、温室効果ガス削減のために、夏のエアコンの設定温度を28℃にするなどの取り組みを進めています。

4年目を迎えるこの夏は、これまでのビジネスに限らず、すべてのライフシーンで「クールビズ」の実施を呼びかけ、「クールビズ」に、自分ならではの温暖化防止アクションをひとつプラスす

COOLBIZ +

る、新生活習慣を提案します。

それが、『COOL BIZ +(クールビズ プラス)』。例えば、COOL BIZ+「マイバッグ」、COOL BIZ+「マイ箸」、COOL BIZ+「マイカップ」、COOL BIZ+「自転車通勤」や「徒歩通勤」など、新習慣で、更なる温暖化防止活動にご協力ください。

6月は環境月間です

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」としており、日本では「環境基本法」において「環境の日」と定めています。

また、環境省の主唱により6月の1か月間を「環境月間」として、全国で様々な行事が行われています。中部地方環境事務所でも、6月14日(土)・15日(日)に名古屋・栄(オアシス21)で「ちゅうぶエコライフ・フェア2008」を開催します。

6月 は環境月間です



『環境・循環型社会白書』が公表されました

6月3日(火)に『環境・循環型社会白書』が閣議決定され、公表されました。今年の白書では、低炭素社会、循環型社会の構築に向けて転換期を迎えた世界と我が国の取り組みを取り上げ、温室効果ガスの大幅な排出削減に向けた投資・生産・消費のパターンの変革の必要性や、地域からの循環型社会づくりを図る「地域循環圏」の構築の重要性などについて訴えています。

『環境・循環型社会白書』には、環境に関する最新の情報や施策が記載されています。一般の書店で販売されるほか、環境省ホームページにも掲載されますので、是非ご覧ください。

この「ローカルチャレンジ in ちゅうぶ」では、中部地方環境事務所が担当区域とする7県と市町村における地域に根ざした特色のある環境施策への取り組みを紹介していきます。

愛知県

「第3次愛知県環境基本計画」の策定について

愛知県環境基本計画は、環境保全施策の総合的・計画的な推進を図るため、県環境基本条例に基づき策定するものであり、本県の環境政策の指針となるものです。

地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など地球環境問題への対応が緊急性を増し、また、人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展など社会経済動向は大きく変化しており、こうした状況変化に対応した環境政策の展開が求められています。

本県は、恵み豊かな自然環境と活力ある都市が近接するという特徴を有し、また、「自然の叡智」をテーマとした愛知万博の開催地でもあります。こうした本県の特色を生かしな

この計画では、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標に掲げ、その実現に向けて「脱温暖化」、「資源循環」、「自然共生」、「安全・安心」、「参加・協働」の5つの社会づくりを進めることとしています。

さらに、大気環境、水環境、廃棄物といった従来の環境行政の分野を越え、まちづくりや産業振興など様々な行政分野が連携して持続可能性の観点を織り込んだ地域づくりを進める「持続可能な地域づくりプログラム」を設定しています。

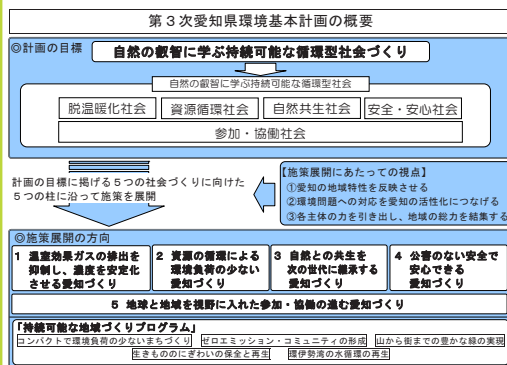
今後は、この計画の下、環境先進県として評価されるにふさわしい地域を目指し、取り組みを進めていきます。

なお、計画の本文・概要版は愛知県ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/0000012635.html>)において閲覧ができます。また、愛知県環境政策課及び各県民生活プラザにおいて配布しています。

愛知県環境部環境政策課 ☎052-954-6210



環境学習施設「もりの学舎(まなびや)」



田原市

うるおいと活力のあるガーデンシティ

愛知県の南端、渥美半島のほぼ全域を市域とする田原市は、風、太陽光、バイオマスなどの地域資源を活用し、環境との共生による豊かで持続する地域「たはらエコ・ガーデンシティ構想」を推進しています。この構想は平成15年に環境共生まちづくりの全国モデルとなったもので、着実に施策を推進してきました。地球温暖化や地域環境負荷の低減、食糧及びエネルギー自給率の向上、CO₂削減などが推進のキーワード(目標)です。

主要プロジェクトの一端を紹介しますと、菜の花エコは、菜の花をシンボルに栽培面積25ha、菜種油の特産品販売、BDF化事業(公用車、農機具、発電機などで使用)、食・農・環境教育を実践し、遊休農地を解消し、循環型社会の形成に取り組んでいます。



遊休農地に栽培した菜の花

昨年、渥美半島菜の花浪漫街道が日本風景街道に登録され、「花が彩る潮騒のエコガーデンロード」として、道を舞台に市民協働の原風景創生、地域活性化策にも着手しました。

廃棄物リサイクルでは、家庭からの一般ごみをPFI方式導入によるリサイクルセンターで炭化し、化石燃料の代替燃料等に有効利用。家畜排せつ物、下水汚泥、剪定草木類などバイオマス資源は、水・土壌環境など環境負荷低減と資源化及びエネルギー化を促進し、バイオマスタウン構想の実現を図ります。

エコ・エネルギー導入では、現在、風力発電立地が21か所・42基(発電出力47,300kW)、太陽光発電設備は、約2,200kW(公共43か所・住宅538件)です。住宅用は持家世帯の3.8%と全国でもトップクラスの設置率。2010年度の導入目標は3,300kWです。

「環境共生」は、田原市総合計画では、基本構想のまちづくりの方針に位置づけており、総合戦略として各施策に反映し、田原市のめざす将来像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の実現に寄与するものです。



渥美風力発電所

田原市環境部エコエネ推進室 ☎0531-23-7401



パートナーシップがつくる地域の未来!

環境と自然のコミュニティプラザ

～(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議～

21世紀の環境と自然が豊かでありたい。そう願っているのはみんな同じ。自分も何かやりたい、でも一人で何ができるのだろう。と思っている君、いつでも遊びにきまっし。環境、自然に関する活動・交流・情報の拠点として「県民エコステーション」を開設しています。

他の人たちはどんな活動をしているのだろうと思って、8月23日(土)～24日(日)に、今年で12回目となる「いしかわ環境フェア2008」が開催されます。



環境に関する様々な展示や体験を通して、楽しみながら人間と環境の関わりについて理解を深めることができ、実践していくチャンスです。

お子さんに環境や自然のことを学ばせたいと考えているお父さんお母さん、「キッズ環境教室」に参加されてはいかがですか。環境や自然の大切さ、身近な生き物との共生を考えることを目的としています。プログラムの企画・運営は、環境首都ドイツ・フライブルク市へ派遣された人たちと協働で行っており、その体験を通して

学ぶことができます。

また、当会議には、「いしかわ自然学校」も併設されており、県、市町、民間団体等が連携して、多彩な自然体験、山菜採りや昆虫採集のほか、大人向けでは、ガイドレッキングや環境保全活動、子供向けでは、キャンプや生活作業体験など自然に親しむ事業を展開しています。



さらに、環境に配慮した取り組みを実践する企業や民間団体等を登録する「いしかわ事業者版環境ISO」の申請の受付を当会議で今年1月から開始しました。当会議の指定を受けた「環境カウンセラーズ石川」が審査を行い、石川県知事名で登録するというものです。「ISO14001」や「エコアクション21」に比べ経費負担や申請の手間が軽減されるのが特徴です。

活動の一端をご紹介させていただきましたが、これからも協働により事業を展開し、21世紀のいしかわの環境と自然を支えて行くことを目指します。

●お問い合わせ ☎ 076 - 232 - 3991

地域のみなさまと連携した環境活動を進めています。

～中部電力株式会社～

当社は環境問題への取り組みを経営の最重要課題に掲げ、積極的に地球温暖化防止などの地球環境の保全活動に取り組んでいます。地球環境問題の解決には、地域のみなさまとの連携した取り組みが不可欠であり、様々な活動を実施しています。

当社では、2006年度から環境活動に取り組むNPO法人などの市民団体、学校等のみなさまと「ちゅうでんエコの輪」と名付けた連携活動を実施しています。これは、これまで「市民団体」あるいは「企業」が個別に行っていた環境活動に、「市民団体と企業」、「市民団体同士」の連携などの新しい枠組みを加えて、環境活動の大きな輪を育てていこうという取り組みです。

「ちゅうでんエコの輪」において、NPO法人などと当社が協働で実施している具体的な活動としては、「記念日植樹券プレゼント」(記念日などに苗木と交換でき

る植樹券をお客さまにプレゼント)、当社の社有林を活用した市民参加型の森林活動「森への招待状」、発電

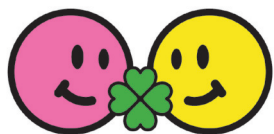
所での自然観察会などがあります。2007年度には13団体と一緒にこれらの活動を行い、約1万1千人の方にご参加いただきました。

昨年11月には、活動の成果を報告し、意見交換を行うため、「ちゅうでんエコの輪シンポジウム」を開催しました。参加団体のみなさまには、団体同士や企業との協働のあり方などについて熱心に意見交換をいただきました。

今後も、持続的発展が可能な地域づくりに貢献するため、当社は自らの環境負荷の低減活動を進めるとともに、地域や世界の方々とのコミュニケーションを深めつつ、連携活動を積極的に進めてまいります。



●お問い合わせ 広報部 ☎ 052 - 880 - 6721



ちゅうでん **エコの輪**

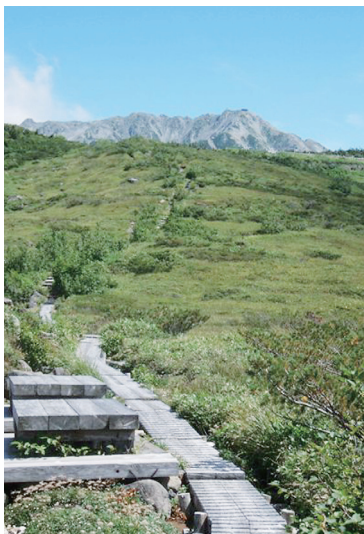


中部山岳国立公園 立山の魅力

立山自然保護官事務所 岸 秀蔵

中部山岳国立公園は昭和9年に国立公園に指定された最も歴史のある国立公園の一つです。新潟、長野、岐阜、富山の4県(約17万ha)にまたがり、北アルプスの雄大な山岳景観と渓谷美が特徴です。公園内にはブナ、スギ、カラマツ、コメツガ、シラビソなどの天然林や稜線上に広がるハイマツを中心とした高山植物など、手つかずの自然が多く残されているほか、ニホンカモシカ、ライチョウ、イヌワシなどの希少な動物も生息しています。

立山自然保護官事務所は、中部山岳国立公園の富山



弥陀ヶ原から天狗平にかけて広がる湿原

県側を管轄しており、後立山連峰から立山連峰にかけて広がる3千m級の山岳地域と、その間を縫って深いV字谷となって流れ下る黒部川を含む、約7万haの範囲をカバーしています。管内には40軒以上の山小屋、300km以上の登山道や遊歩道があり、自然散策、トレッキング、縦走登山、沢登り、岩登り、春山スキーといった様々な利用が見られます。

私のお薦めコースは、富山県と長野県を結ぶ山岳観光ルートである立山黒部アルペンルート沿線に整備された「歩くアルペンルート」です。標高1,000～1,500mには、樹齢1千年を超すタテヤマスギや樹齢200年を超すブナの原生林が広がっているほか、標高2,000m付近に広がる弥陀ヶ原の湿原やアオモリトドマツの美林、標高2,500m付近に広がる室堂平のお花畑など見所がたくさんあります(今号の表紙も室堂平です)。中でも室堂平周辺は、ライチョウの生息密度が高く、北アルプスの中でも特に出会えるチャンスが多い場所です。立山黒部アルペンルートには年間約100万人が訪れますが、ツアーによる日帰り通過型の利用が多いので、ぜひ2～3泊して周辺の遊歩道などをゆっくりと散策してみてくださいはいかがでしょうか。



ライチョウの親子

立山自然保護センターに立ち寄って周辺の自然情報を事前に知ること、より興味深く「立山」を味わえることと思います。

立山自然保護センター

<http://www.pref.toyama.jp/branches/1732/hogocenter.html>

Focus

NGO・企業
NPO

環境政策提言フォーラム

環境省では、民間からの政策提言を政策に生かすとともに、民間の政策提言能力向上を目的として「NGO/NPO・企業環境政策提言」を実施しています。今回は、56件の応募提言の中から優秀提言2件、優秀に準ずる提言3件を選定し、中部地方からは社団法人環境創造研究センター(愛知県地球温暖化防止活動推進センター)から提言のあった「新グリーン電力基金を活用した自治体による家庭の二酸化炭素排出量削減」が優秀に準ずる提言として選ばれました。



4月16日(水)には、環境省で「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」が開催され、提案団体自ら提言内容を発表し、選考に当たった委員の方々や参加者と意見交換が行われました。

あなたも
ごみ山にタックル

藤前干潟

'08 春のクリーン大作戦

汗ばむくらいの陽気となった5月17日(土)、名古屋市にある、国指定鳥獣保護区・ラムサール条約湿地 藤前干潟や新川・庄内川河口で「'08 春のクリーン大作戦」が行われました。



クリーン大作戦は、生き物の生息環境の改善や多くの人々が安心して利用できる干潟や川づくりを目指し、市民、企業、行政などが協働でごみ拾いを行うイベントです。毎年、春と秋の年2回行われ、今回で8回目を迎えました。

今回は子どもからご年配の方まで、およそ750名の方々に参加していただき、45リットルのごみ袋で803袋のごみを拾うことができました。

皆さんも身近な場所から、環境のためにできることを探してみませんか?



EVENT CALENDAR

平成20年6月～8月



中部地方環境事務所 ☎052-955-2130 http://chubu.env.go.jp/	
環境・循環型社会白書を読む会 6月20日(金): メルパルク長野(長野市) 6月27日(金): 名古屋市中小企業振興会館 環境基本計画の点検に関する環境シンポジウム 7月1日(火): ウェルシティ金沢(金沢市) 環境教育リーダー研修基礎講座 8月20日(水)～22日(金): 国立乗鞍青少年交流の家(高山市)	
横山ビジターセンター ☎0599-44-0567 http://www.yokoyama-vc.jp/	
川の生き物観察 6月28日(土) 夏鳥の観察 7月21日(月) 砂浜の生き物観察会 7月26日(土) シュノーケルによる海中観察(南伊勢町) 7月27日(日) 夏の夜空観察 7月28日(月) 干潟の観察会 8月2日(土) 磯の観察会 8月17日(日) 英虞湾ウォッチング 8月30日(土)	
長野自然環境事務所 ☎026-231-6570 http://chubu.env.go.jp/nagano/	
中部山岳・上信越高原アクティブ・レンジャー 国立公園写真展 ～6月22日(日): 平湯温泉あかんだな市営駐車場待合室 6月28日(土)～7月13日(日): 長野市戸隠交流促進施設 そばの里2番館 7月19日(土)～8月3日(日): 笹ヶ峰ビジターセンター 8月11日(月)～24日(日): 草津ビジターセンター 夏休み自然教室 8月2日(土)～17日(日): 笹ヶ峰ビジターセンター周辺	

鹿沢インフォメーションセンター ☎0279-80-9119 http://www.kazawa.jp/	
黒斑山周遊トレッキング 6月22日(日) 花の百名山トレッキング(根子岳) 7月16日(水) 花の百名山トレッキング(高峰山) 7月17日(木) 四阿山トレッキング 7月27日(日) クラフト教室 8月2日(土)～16日(土)の月・水・土 百名山トレッキング(本白根山) 8月5日(火) 百名山トレッキング(浅間山) 8月6日(水) 百名山トレッキング(四阿山) 8月7日(木) 村上山で来光登山 8月12日(火)、15日(金) 水遊びイベント(石樋) 8月14日(木)	
EPO中部 ☎052-973-1033 http://www.epo-chubu.jp/	
「つぶやきをカタチにしよう～ESD的学びをつくろう」講座 6月27日(金) 第3回「未来をつくる学び」を行政と一緒にどう作りますか? 7月18日(金) 第4回「未来をつくる学び」を企業と一緒にどう作りますか? 8月2日(土)～3日(日) 第5回「未来をつくる学び」をデザインしよう! ユニー株提供 お店探検隊インタープリターになろう講座 7月12日(土): ユニー・アピタ店舗他	

表紙の写真

室堂平のお花畑と立山(撮影: 木村 真希子)

7月、立山ではまだ沢沿いに分厚い雪渓が残っていますが、日当たりの良い場所では高山植物が一斉に開花します。厳しい気象条件の中で、短い夏の日差しを謳歌するように咲き誇る花々は、可憐でもあり、力強くもあります。



中部地方において様々な「環境」の活動に取り組んでいる方々が、この広報誌を通して「環」(わ)のようにつながって、その「環」が広がっていくほしいという願いを込めて命名しました。

編集後記

再来年の2010年に、生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催されます。「生物多様性条約」は、同じ年に採択された地球温暖化防止のための気候変動枠組条約とは「双子の条約」とも言われ、地球全体で生態系を保全していくことを目指しています。

都市の中では、特に普段の暮らしにおいて「生物多様性」や「生態系」を実感しにくいものですが、身の回りを改めて見回すと、毎日の食べ物や天然繊維の服、あるいは薬や木材など、いろいろな生物に支えられていることに気がつきます。そして、それらの生物は単独で存在するわけではなく、様々な生態系の中ではぐくまれているのです。

今号では「生物多様性」を特集しましたが、私たちの暮らしと生態系とのつながりを感じ、もう少し知ってみようという行動のきっかけとなれば幸いです。

中部地方環境事務所からのお知らせ

不法投棄撲滅をめざして!! 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の取り組み

環境省では、ごみの不法投棄撲滅をめざして、昨年度より、毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの一週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として、国の機関、自治体、事業者、市民等の様々な主体が連携した取り組みを進めるよう呼びかけています。今年度は、不法投棄をさせない、許さない社会環境づくりを更に進めていくため、国民挙げでの運動のシンボルとなるマークを制定しました。



中部地方においては、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」期間を中心に、ヘリコプターによるスカイパトロール、廃棄物収集運搬車両の路上検査、不法投棄防止を呼びかける看板の設置やポスターの掲示、PRグッズ(うちわ)の配布など、関係機関との連携により、様々な監視や啓発活動等を集中的に実施しました。

発行: 環境省

中部地方環境事務所

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4階

TEL(052)955-2130 FAX(052)951-8889

URL <http://chubu.env.go.jp/>

長野自然環境事務所

〒380-0846

長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階

TEL(026)231-6570 FAX(026)235-1226

URL <http://chubu.env.go.jp/nagano/>

平成20年6月発行



中部地方環境事務所は、(財)日本環境協会の承認を得て、エコマークをシンボルマークとして使用しています。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用



「大豆油インキ」を使用



F-B10020